

最新判例・ルーリング(税務)

税務： 購入者が、電子税額票(e-Tax Invoice)を自分でダウンロードした場合は、これをもって税額票の引き渡しであるとみなされるか？、購入者に対して輸入権を譲渡した場合における付加価値税(VAT)の取り扱い及び税額表発行の可否

1. 購入者が、電子税額票(e-Tax Invoice)を自分でダウンロードした場合は、これをもって税額票の引き渡しであるとみなされるか？

(歳入局ルーリング第ゴーコー0702/6673号)

質問

M社は、電子税額票(e-Tax Invoice)の引き渡しに関して質問している。M社は、電子税額票(e-Tax Invoice)の発行者であり、顧客は会社のウェブサイトアクセスして電子ファイルを開覧及びダウンロードすることとしている。この方式について、会社は仏歴 2562(2019)年 10月 18日付歳入局長通達(第 15号)(主題:電子税額票及び電子受領書の作成、引き渡し及び保管に関する基準、手続き及び条件)の定義に準拠しているか、また、会社は引き続きこの方法を適用できるか否かについて質問している。

ルーリング

1. 仏歴 2565(2022)年 7月 8日付電磁的方法による書類、証拠又は文書の取り扱いに関する省令第 384号(仏歴 2565(2022)年)が同年の 8月 19日に適用されたことによって仏歴 2562(2019)年 10月 18日付歳入局長通達(第 15号)(主題:電子税額票及び電子受領書の作成、引き渡し及び保管に関する基準、手続き及び条件)は廃止された。

同省令第 15項によれば、登録事業者又は受領書の発行義務者は、引き続き、物品の購入者又は役務の利用者に対して、電子税額票又は電子受領書を電磁的方法によって送信する義務を有し、当該送信及び受信の結果は、電子取引法に準拠したものと見做される。

2. 会社のウェブサイトにおいて、顧客がユーザーIDを使用して PDF に形式による電子書類を開覧及びダウンロードする方式をとっている場合、会社は電子取引法第 5条及び省令第 384号(仏歴 2565(2022)年)に基づき、これを継続することができる。その際、会社は当該方式による電子税額票又は電子受領書の送信又は受領の定めについて、顧客と書面をもって契約を締結しなければならない。

2. 購入者に対して輸入権を譲渡した場合における付加価値税(VAT)の取り扱い及び税額票発行の可否

(歳入局ルーリング第ゴー・コー0702/1167号)

登録事業者は、自社が輸入者ではない物品を販売し、購入者に対して引き渡しを行っている。その際、物品を輸入する権利を購入者に譲渡する方式を取っており、購入者には付加価値税を二重に納付しなければならないことになる。即ち、

1 回目: 輸入時に付加価値税を納付

2 回目: 登録事業者により徴収される

購入者には、2回の付加価値税(VAT)の負担が生ずるので、歳入局はその二重負担の軽減するために仏歴 2536(1993)年付加価値税に関する歳入局長通達(第 40条)第 2項(9)及び仏歴 2543(2000)年 5月

29日付歳入局命令第ポ一101/2543号を發布した。同法に定める恩典享受の条件は、物品の購入者は原則として輸入者であり、購入者は、販売者からその購入において付加価値税(VAT)を納付したことが確認できる関税局の領収書の控えを引き渡さなければならない。また、販売者は購入者が輸入者であるものとして物品を引き渡さなければならない。さらに取引の当事者は以下の3者によらなければならない。

1. 国内で物品販売を営む登録事業者
2. 国内で物品販売を営む登録事業者から物品を購入する者
3. 上記1.に定める国内で物品販売を営む登録事業者に対して物品を販売する海外の物品販売者

しかしながら、売買取引の当事者が、3者以上、例えば、4者目として、上記2.に定める物品購入者から物品を購入する者が存在し、当該4者目が物品を輸入した場合、国内における物品販売のながれのすべてが、恩典の対象外となるため、物品販売者の全員が付加価値税を納付し、たとえ最終購入者が輸入者となり当該輸入に伴う付加価値税を納付して販売者に対して関税局の領収書を引き渡したとしても、税額票を発効して物品購入者から付加価値税を請求しなければならない。

執筆弁護士

取扱分野

タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・国際税務・タイ税務調査など

バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 勲

Tetsuya Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人ALG&Associates

東京本部

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F
(東京弁護士会所属)

【連絡先】 TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-ashonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】 TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所

宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・如志・広島・福岡・バンコク (タイ)

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報(セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。)をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、初回、都県、電話番号及び配信希望メールアドレスを記入したメールをお送りください。

弁護士法人ALGは、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人ALGからの各種ニュースレターの配信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させていただきます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■ 配信希望メールアドレス roumu@avance-lg.com

お手数をおかけしますが、あらかじめ「avimag@avance-lg.com」のメールを受信できるように、設定をお願いいたします。